

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
	該当団体数		35	26	23	10	28	20	24	1	3	3	21	
宮城県	仙台市	教育局 総務企画部 学事課	022-214-8861	○	○	○	○	○	○					
宮城県	石巻市	教育委員会事務局 教育総務課	0225-95-1111(内線5017)	○	○		○	○	○	○	○		http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20101000/683/683.html	
宮城県	塩竈市	塩竈市教育委員会 学校教育課	022-365-3216		○	○	○	○	○		○			
宮城県	気仙沼市	教育委員会学校教育課	0226-22-3441	○					○				http://www.city.kesenuma.lg.jp/www/contents/1226023258953/index.html	
宮城県	白石市	学校教育課	0224-22-1342	○	○		○	○	○			○		
宮城県	名取市	学校教育課	022-384-2111(内線624)	○	○		○	○					http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/kyoiku/gakkou/oshirase/node_1169	
宮城県	角田市	教育総務課	0224-63-0130	○					○					
宮城県	多賀城市	教育委員会事務局学校教育課	022-368-1141(内線523)	○	○		○	○	○				www.city.tagajo.miyagi.jp	
宮城県	岩沼市	学校教育課	0223-22-1111(内線563)	○	○	○	○	○	○				http://www.city.iwanuma.miyagi.jp	
宮城県	登米市	教育委員会学校教育課	0220-34-2679	○	○	○			○				http://www.city.tome.miyagi.jp/kyoiku/syuuugakueniyo.html	
宮城県	栗原市	教育部	0228-42-3512	○	○							○	http://www.kuriharacity.jp/	
宮城県	東松島市	教育委員会学校教育課学校教育班	0225-82-1111(内線1254)	○	○		○	○					http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/life_event/gakou/index.html	
宮城県	大崎市	教育委員会学校教育課	0229-72-5033	○	○		○	○	○				http://www.city.osaki.miyagi.jp/people/kurashi/kosodate/kosodate04/01.html#kosodate04	
宮城県	蔵王町	教育総務課	0224-33-3008	○			○	○					http://www.town.zao.miyagi.jp/kurashi/kurashi_guide/kyoiku_bunka/school/eniyo.html	
宮城県	七ヶ宿町	教育委員会	0224-37-2112		○			○	○					
宮城県	大河原町	教育総務課	0224-53-2742	○	○		○						http://www.town.ogawara.miyagi.jp/	
宮城県	村田町	教育総務課	0224-83-2037		○		○		○				http://www.town.murata.miyagi.jp/	
宮城県	柴田町	教育総務課	0224-55-2134	○	○		○	○					http://ssy-gv001/evportal/	
宮城県	川崎町	学務課	0224-84-2111(内線1321)	○			○							
宮城県	丸森町	教育委員会事務局 学校教育課	0224-72-3035	○		○	○		○				http://www.town.marumori.miyagi.jp/	
宮城県	亶理町	学務課	0233-34-0509	○	○	○	○		○				http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/26.16077.25.html	
宮城県	山元町	学務課	0223-37-5115		○	○	○	○			○			

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法							ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施		ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他
宮城県	松島町	教育委員会 教育課学校教育班	022-354-5713	○	○	○		○	○			○	http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/
宮城県	七ヶ浜町	教育総務課	022-357-7440		○		○		○				
宮城県	利府町	教育総務課学校教育班	022-767-2124	○	○		○						http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205215367954/index.html
宮城県	大和町	教育総務課	022-345-7507				○		○				
宮城県	大郷町	教育課	022-359-5514	○	○		○	○					http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/
宮城県	富谷町	教育総務課(富谷町教育委員会)	022-358-0521	○	○	○	○		○				http://www.town.tomiya.miyagi.jp/
宮城県	大衡村	教育学習課 学務班	022-345-5111		○				○				
宮城県	色麻町	教育委員会教育総務課	0229-65-2111(内線223)				○	○	○				
宮城県	加美町	教育総務課	0229-69-5112		○		○	○	○				
宮城県	涌谷町	涌谷町教育委員会 教育総務課	0229-43-2140	○			○						
宮城県	美里町	教育委員会教育総務課	0229-58-0500				○	○	○				
宮城県	女川町	女川町教育委員会 教育総務課 学務係	0225-54-3133	○		○	○	○	○				http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_15_03_02.html
宮城県	南三陸町	南三陸町教育委員会教育総務課	0226-46-2604(直通)	○				○	○				http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7.505.36.186.html

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																		ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		基準根拠			目安額
	該当団体数	28	30	19	25	24	30	7	4	17	21	10	9	12	21	19	3	0	0	10					
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○			○	○				○	○						給与収入(税引き1.3前)	その他	390		15%未満
宮城県	石巻市	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○						給与収入(税引き1.3前)	前年度	349		15%未満
宮城県	塩竈市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3 課税所得	当該年度	348		20%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○								○					○	1.2 課税所得	前々年度	279	教育長が必要と認める事由(課税未払いによる滞り等で、震災前からの準要保護認定世帯のため特別交付金の対象となる者)	15%未満	
宮城県	白石市															○					1.2 その他	前年度	293		10%未満
宮城県	名取市		○		○	○			○	○				○	○						1.3 課税所得	前年度	400		10%未満
宮城県	角田市														○						給与収入(税引き1.2前)	前年度	330		10%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○		○	○				○	○						1 その他	前々年度	252		10%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						給与収入(税引き1.3前)	その他	350		15%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3 課税所得	前年度	390		10%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						給与収入(税引き1.3前)	前年度	298		10%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○				特別支援教育就学奨励費補助の算定基準額を準用、算定基準額の1.3倍	10%未満	
宮城県	大崎市															○					1.3 課税所得	前年度	324		15%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○			○	○				○	○						給与収入(税引き1.3前)	前年度	282		10%未満
宮城県	七ヶ宿町															○					1.3 課税所得	前年度	300		5%未満
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○							○	○	○						1.2 課税所得	前年度	254		10%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○				特に援助が必要であると認められる者	15%未満	
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3 課税所得	前年度	310		15%未満
宮城県	川崎町	○	○	○	○	○			○	○				○	○										15%未満
宮城県	丸森町														○						1.2 課税所得	当該年度	285		10%未満
宮城県	亶理町	○	○			○					○	○	○	○	○						1.5 課税所得	前年度	356		10%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○				○		1.3 課税所得	前年度	240	その他、特に援助が必要であると教育長が認める者	10%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																		ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率																
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ				テ	その他	倍率	基準根拠	目安額	課税所得等の分類	基準額の時期									
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○																								15%未滿
宮城県	七ヶ浜町	○	○					○																													10%未滿	
宮城県	利府町	○	○		○	○	○		○					○	○										1.3	課税所得	当該年度	233									5%未滿	
宮城県	大和町	○	○	○	○	○	○														○															10%未滿		
宮城県	大郷町		○					○							○																					10%未滿		
宮城県	富谷町	○	○		○		○	○						○								○															5%未滿	
宮城県	大衡村	○	○					○								○						○															10%未滿	
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	前年度	270									10%未滿	
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	課税所得	当該年度	284									15%未滿	
宮城県	涌谷町	○	○		○		○							○																						15%未滿		
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○															15%未滿	
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○															15%未滿	
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○															10%未滿	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの教育支援事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
	該当団体数	4	0	10	0	5	3	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮城県	仙台市			○																		
宮城県	石巻市					○																
宮城県	塩竈市	○					○			○												
宮城県	気仙沼市					○																
宮城県	白石市																					
宮城県	名取市			○																		
宮城県	角田市	○					○			○												
宮城県	多賀城市			○																		
宮城県	岩沼市			○																		
宮城県	登米市					○																
宮城県	栗原市			○																		
宮城県	東松島市																					
宮城県	大崎市																					
宮城県	蔵王町			○																		
宮城県	七ヶ宿町																					
宮城県	大河原町			○																		
宮城県	村田町																					
宮城県	柴田町					○																
宮城県	川崎町																					
宮城県	丸森町	○					○															○
宮城県	亶理町					○																
宮城県	山元町			○																		

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																									
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																									
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が大きいよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを認め	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他					
宮城県	松島町																										
宮城県	七ヶ浜町																										
宮城県	利府町	○					○		○																		
宮城県	大和町																										
宮城県	大郷町																										
宮城県	富谷町																										
宮城県	大衡村																										
宮城県	色麻町			○																							
宮城県	加美町			○																							
宮城県	涌谷町																										
宮城県	美里町																										
宮城県	女川町																										
宮城県	南三陸町																										

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)							問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度		ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
	該当団体数	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮城県	仙台市																							
宮城県	石巻市																							基準額の時期を変更
宮城県	塩竈市																							
宮城県	気仙沼市																							平成25年度まで、経済的に困窮している世帯の収入・所得基準額を、令和6年度の基準額を参考として1.5倍(令和5年度は1.2倍)に引き上げた。令和6年度は令和5年度と同様に引き上げない。なお、令和5年度より令和6年度に引き上げない世帯は、令和5年度に引き上げた世帯と同様に引き上げない。
宮城県	白石市			○																				
宮城県	名取市																							
宮城県	角田市																							
宮城県	多賀城市																							
宮城県	岩沼市																							
宮城県	登米市																							基準額の時期を変更
宮城県	栗原市																							
宮城県	東松島市																							
宮城県	大崎市					○																		基準額の時期を変更
宮城県	蔵王町																							
宮城県	七ヶ宿町			○																				
宮城県	大河原町																							
宮城県	村田町																							
宮城県	柴田町																							基準額の時期を変更
宮城県	川崎町																							
宮城県	丸森町																							丸森町では子ども医療費助成制度や第二子以降保育料無料化などの充実から、現在の就学援助員制度により十分な対応が出来ていると考える。
宮城県	亶理町																							基準額の時期を変更
宮城県	山元町																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材		ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への厚い支援	ケ その他
宮城県	松島町																						
宮城県	七ヶ浜町																						
宮城県	利府町																						
宮城県	大和町																						
宮城県	大郷町																						
宮城県	富谷町																						
宮城県	大衡村																						
宮城県	色麻町																						
宮城県	加美町																						
宮城県	涌谷町																						
宮城県	美里町																						
宮城県	女川町																						
宮城県	南三陸町																						

14年度まで、入居途中等給付標準までの給付を行っている。
 また、非常勤職員に於いては、有給日でも給付し、支給対象者を拡大し、子育て支援の取組の推進を図っている。
 対象人数(人) 生活保護基準額 3,481,000円 養育費 6,250,000円
 対象人数(人) 収入(円) 1,180,000円(平均)